

公園活性化協議会規約

(名称)

第1条 協議会の名称は、「公園活性化協議会」(以下「協議会」という。)とする。

(目的)

第2条 協議会は、別表1に定める公園について、利用者の利便性の向上を図り、魅力的で持続可能な公園であるために必要な事項について協議することを目的とする。

(協議等)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる協議等を行う。

- (1) 公園施設の更新整備・管理運営の方向性に関すること
- (2) 利用者の利便性の向上に関すること
- (3) 公園の魅力向上に関すること

(構成)

第4条 協議会は、別表2に掲げる委員をもって構成する。

(会長)

第5条 協議会には会長を置く。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に支障があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員の代理)

第6条 委員に支障があるときは、あらかじめ当該委員が指名して会長の承認を受けた者がその職務を代理する。

(協議会)

第7条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

- 2 協議会は、会長が必要と認めるときは、持ち回りによって開催することができる。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(公開)

第8条 協議会は非公開とするが、会議の概要については、原則として県ホームページ等において公開する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、都市環境整備課において処理する。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この規約は、令3年6月14日から適用する。

(別表1)

公園名	所在地
県立みよし公園	三次市四拾貫町神田谷
県立びんご運動公園	尾道市栗原町997
県立せら県民公園	世羅郡世羅町黒淵

(別表2)

委員	所属等
渡邊 一成 (会長)	福山市立大学大学院 教授 (都市経営学研究科)
百武ひろ子	県立広島大学大学院 教授 (経営管理研究科)
小神田隆史	株式会社中国四国博報堂 アカウントディレクター
松原 裕樹	(特活) ひろしま NPO センター 専務理事・事務局長
堂本ひさ美	(公財) 広島県スポーツ協会 常務理事
中野 博之	広島県レクリエーション協会 理事長
住吉 和子	広島県シェアリングネイチャー協会 理事長
大前 安史	三次市都市建築課 課長
井上伸一郎	尾道市まちづくり推進課 課長
前川 弘樹	世羅町商工観光課 課長
平山 博登	美津濃株式会社 (県立みよし公園 指定管理者)
重光 伸二	株式会社イズミテクノ (県立びんご運動公園 指定管理者)
宮本 幸三	株式会社セラアグリパーク (県立せら県民公園 指定管理者)
山田 精二	広島県チーフ・ブランディング・オフィサー
樋口 稔	広島県土木建築局 都市環境整備課 課長